

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令案の

ご意見の概要	考え方
耐震強度偽装問題を受けての安直な法令改正には反対である。	本改正は、中央防災会議で決定された地震防災戦略(平成17年3月)や建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)などを受けて行った建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第120号)の施行に伴うものであり、耐震強度偽装問題を受けてのものではございません。
特定建築物の規模要件を定めるに当たり、自治体に裁量権を与えて欲しい。	規模要件は、用途ごとに、一般的な利用実態等を踏まえて定めることとしたため、自治体によって規模要件が異なることとするのは適切でないと考えております。
指示対象となる建築物の規模要件を定めるに当たり、自治体に裁量権を与えて欲しい。	
特定建築物の規模要件について、保育所を500㎡、体育館等を1000㎡とする理由をご教示願いたい。	特定建築物の規模要件については、一般的な利用実態を踏まえて設定致しました。
指示対象となる建築物の規模要件について、保育所を750㎡、小学校を1500㎡とする理由をご教示願いたい。	
前面道路幅員が12メートル以下の場合、高さが6メートル以下の建物でも道路閉塞の危険性がある。6メートルの算出根拠及び地域、構造種別によって6メートルの長さを変更することの可否につきご教示願いたい。	①前面道路幅員が12メートル以上の場合と同様、幅員の2分の1と設定すると、戸建住宅であってもほぼすべてが対象となり、過度な規制となること、②一般的な2階建ての戸建住宅の軒の高さが6～7mであることなどから、一律に6メートルと設定致しております。
危険物の数量の算出根拠をご教示願いたい。	建築基準法施行令などの他法令における規制に係る危険物の数量を参考に算出致しました。
都道府県が耐震改修促進計画を策定する過程に、市民やNPO法人等が参画できる措置を講ずべきである。	施行通知に反映し、都道府県に周知しております。